

静岡県告示第366号の5

静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱（平成20年静岡県告示第653号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別紙 1				別紙 1			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 強度行動障害基礎課程				(7) 強度行動障害基礎課程			
区分	科目	時間数	備考	区分	科目	時間数	備考
講義	1 (略)	<u>2.5</u>		講義	1 (略)	<u>1.5</u>	
	2 (略)	<u>3.5</u>			2 (略)	<u>5</u>	
演習	3 (略)	(略)		演習	3 (略)	(略)	
	4 (略)	<u>2.5</u>			4 (略)	<u>3</u>	
	5 (略)	<u>2.5</u>			5 (略)	<u>1.5</u>	
(略)				(略)			
(8) 強度行動障害実践課程				(8) 強度行動障害実践課程			
区分	科目	時間数	備考	区分	科目	時間数	備考
講義	1 (略)	<u>2</u>		講義	1 (略)	<u>3</u>	
	2 (略)	<u>2</u>			2 (略)	<u>0.5</u>	
演習	3 (略)	<u>2.5</u>		演習	3 (略)	<u>3</u>	
	4 (略)	<u>3.5</u>			4 (略)	<u>3</u>	
	5 (略)	<u>1</u>			5 (略)	<u>1.5</u>	
	6 (略)	(略)			6 (略)	(略)	
(略)				(略)			
(9)～(13) (略)				(9)～(13) (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第7号までの規定中

「住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊞ を
 電話番号

「
住所
氏名
電話番号
」

〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の静岡県居宅介護職員初任者研修等事業者指定等取扱要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。